



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 条例

- *51 政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例 (総務学事課)
- *52 和歌山県情報公開条例及び和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (")
- *53 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- *54 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
- *55 選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 (市町村課)
- *56 投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例 (")
- *57 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *58 水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例 (環境管理課)
- *59 和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例 (県民生活課)
- *60 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (青少年課)
- *61 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (医務課)
- *62 和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例 (河川課)
- *63 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (都市政策課)
- *64 和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)
- *65 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)

公布された条例のあらまし

◇政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

郵政民営化法の施行及び証券取引法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第2条関係)

郵便貯金 → 貯金

証券取引法 → 金融商品取引法

2 施行期日

平成19年10月1日から施行します。ただし、証券取引法の一部改正に伴う改正は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇和歌山県情報公開条例及び和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 条例概要

郵政民営化法の施行に伴い、規定の整備を行いました。(和歌山県情報公開条例第7条、和歌山県個人情報保護条例第18条関係)

2 施行期日

平成19年10月1日から施行します。

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の受給資格要件を改めるとともに、規定の整備を行いました。

(1) 受給資格要件のうち勤続期間を6月以上から12月以上に改めました。(第13条関係)

(2) 雇用保険法又は船員保険法の規定による給付 → 雇用保険法の規定による給付(第13条関係)

2 施行期日

平成19年10月1日から施行します。ただし、1の(2)の改正は、平成22年4月1日から施行します。

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、県民税、事業税及び地方消費税の改正を行いました。

(1) 上場株式等の配当等に対する税率の特例措置の適用期限を1年延長しました。(県民税)

(2) 法人課税信託の受託者に帰属する所得を信託資産と固有資産とに区別し、それぞれに県民税、事業税及び地方消費税を課することとしました。

2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。ただし、1の(2)の改正は、信託法の施行の日から施行します。

◇選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の受ける報酬の額を改めました。(第2条関係)

選挙長、選挙分会長及び審査分会長 選挙又は審査執行1日につき

1万700円 → 1万600円

選挙立会人及び審査分会立会人 1日につき

8,900円 → 8,800円

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の受ける報酬の額の基準を改めました。(第2条関係)

投票所の投票管理者 1日につき 1万2,700円 → 1万2,600円

開票管理者 選挙執行1回につき 1万700円 → 1万600円

投票所の投票立会人 1日につき 1万800円 → 1万700円

開票立会人 選挙執行1回につき 8,900円 → 8,800円 ほか

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県知事の選挙における選挙運動用ビラの作成について公費負担を行うため、規定の整備を行いました。(第1条及び第5条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

亜鉛含有量について、排水基準(許容限度)の値を改めました。(別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5関係)

1リットルにつき5ミリグラム → 1リットルにつき2ミリグラム

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

1 条例概要

観光立国推進基本法の施行に伴い、規定の整備を行いました。(第22条関係)

観光基本法 → 観光立国推進基本法

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

1 条例概要

青少年の健全な育成に有害な器具類に、圧縮空気、圧縮ガス等の反動力を利用し弾丸を発射させるがん具を加えるとともに、貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行いました。(第13条及び第24条関係)

2 施行期日

平成19年10月1日から施行します。ただし、貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う改正は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇和歌山県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

1 条例概要

看護職員(保健師、助産師、看護師及び准看護師)修学資金の貸与の対象者についての要件を改めました。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用します。

◇和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県和歌川河川公園の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定の手續、利用料金の上限その他の規定の整備を行いました。

2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。ただし、指定管理者の指定及びこれに関し必要な規定の改正は、公布の日から施行します。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

郵政民営化法の施行に伴い、風致地区内における行為について知事等の許可を受けることを要しない機構等から日本郵政公社を除くこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成19年10月1日から施行します。

◇和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

犯罪による収益の移転防止に関する事項を刑事部の事務分掌に加えました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県和歌山河川公園の使用料を利用料金とするとともに、貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行いました。(別表第1及び別表第2関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。ただし、貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う改正は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

条 例

政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第51号

政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

第1条 政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する条例(平成7年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(普通貯金を除く。)」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改める。

第2条 政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、施行日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び旧郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

和歌山県情報公開条例及び和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第52号

和歌山県情報公開条例及び和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(和歌山県情報公開条例の一部改正)

第1条 和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

(和歌山県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第18条第2号イ中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第53号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「6月以上」を「12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、6月以上)」に、「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改め、同条第3項中「6月以上」を「12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)」に改める。

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第17項中「又は船員保険法(昭和14年法律第73号)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第54号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「均等割額によって」の次に「、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によって」を加え、同項第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第18条第1項第7号中「本号」を「この号」に改め、同条第2項中「行うもの」を「行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの」に、「を行う事務所」を「又は法人課税信託の信託事務を行う事務所」に改め、同条第3項中「（昭和40年法律第34号）」を削り、「収益事業」の次に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第4項中「含む。）」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「これに」を削る。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第18条の3 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（第18条、次条、第20条及び第32条を除く。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 前2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第32条第1項の表の第1号	資本金等の額	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第18条の3第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この項において同じ。）の資本金等の額
第32条第1項の表の第2号から第4号まで	資本金等の額	当該法人に係る固有法人の資本金等の額

第33条第1号中「、第82条の8第1項（同法第145条の8において準用する場合を含む。）」、第82条の10第1項（同法第145条の8において準用する場合を含む。）」を削り、「第145条の12」を「第145条の5」に改める。

第36条の18中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第37条第1項第1号中「及び第3号」を削り、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第5項各号」に改め、「人格のない社団等」の次に「、第4項に規定するみなし課税法人」を加え、「第2条第19項」を「第2条第12項」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第3項中「事業をいう。）」の次に「又は法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受け」を加え、同条に次の1項を加える。

4 法人課税信託の引受けを行う個人（以下この節において「みなし課税法人」という。）には、第2項の規定により個人の行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人の行う事業に対する事業税を課する。

第37条の2第1項第1号中「及び第3号」を削り、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「第4項」を「第5項及び第6項」に改め、「、前項第2号の各特定信託の各計算期間の所得は同条第6項の規定により」を削り、「第3号」を「第2号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第37条の3 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産の属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項及び第4項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（第37条、第42条の6及び第42条の8を除く。第4項及び第5項において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人である者に対しては、付加価値割及び資本割を課さない。

4 みなし課税法人で受託法人であるものに対しては個人の行う事業に対する事業税を、みなし課税法人で固有法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあっては、当該受託者である個人）について、第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）であるものに対しては法人の行う事業に対する事業税を課さない。

5 第1項及び第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第39条第1項第1号及び第3項 第1号並びに第41条第1項	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの
----------------------------------	-------	-----------------

第39条第1項第3号及び第3項第3号	その他の法人	その他の法人（第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
第39条第3項	法人で	受託法人及び他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で
第41条第1項第2号	当該法人	当該固有法人

第39条第1項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「又は第2項の規定」を「の規定」に改め、同項第1号エを削り、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額

第39条第4項を同条第3項とする。

第41条第1項中「若しくは収入割又は各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割」を「又は収入割」に改める。

第42条の2第1項中「又は第6項」を「第6項又は第7項」に改める。

第42条の2の2を次のように改める。

第42条の2の2 削除

第42条の2の4中「第72条の46第4項」を「第72条の46第5項」に改める。

第42条の13の2第1項中「免除される事業者」の次に「（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。）」を加える。

第42条の13の9の次に次の1条を加える。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第42条の13の10 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（第42条の13の2、第42条の13の7及び第42条の13の8を除く。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託の受託者について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。）である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。

4 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者(次項において「主宰受託者」という。)の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。

5 前項の規定により主宰受託者の信託資産等とみなされた当該信託資産等に係る地方消費税については、主宰受託者以外の受託者は、その地方消費税について、連帯納付の責めに任ずる。

第137条中「県が発行する証紙(別記第11号の2様式)」を「和歌山県証紙条例(昭和39年和歌山県条例第3号)第3条に規定する証紙」に改める。

附則第5項の2の次に次の2項を加える。

(公益信託に係る県民税の課税の特例)

5の3 当分の間、公益信託(公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託(法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。))をいう。以下この項及び次項において同じ。)の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、第2章第1節の規定を適用する。

5の4 公益信託は、第18条第1項第4号の2に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則第6項の3第3号中「第41条の2の2」の次に「、第41条の3の2」を加え、「若しくは第41条の19の2」を「、第41条の19の2若しくは第41条の19の3」に改める。

附則第6項の6中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第7項の5の次に次の1項を加える。

(公益信託に係る地方消費税の課税の特例)

7の6 当分の間、公益信託(公益信託ニ関スル法律第1条に規定する公益信託(法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。))をいう。)の委託者又はその相続人その他の一般承継人(以下この項において「委託者等」という。)は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等(第42条の13の2に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。)は当該委託者等の課税資産の譲渡等とみなして、第2章第3節の規定を適用する。

附則第13項の3中「第31条の2第2項第11号から第16号まで」を「第31条の2第2項第12号から第17号まで」に改める。

附則第13項の4中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改める。

附則第14項の2の3中「証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改める。

附則第14項の2の25第2号中「証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる取引」に、「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める。

附則第14項の8中「、第82条の8第1項(同法第145条の8において準用する場合を含む。)」を削り、「第145条の12」を「第145条の5」に改める。

附則第14項の10を次のように改める。

(公益信託に係る事業税の課税の特例)

14の10 当分の間、公益信託（公益信託ニ関スル法律第1条に規定する公益信託（法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。次項において同じ。）の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなして、第2章第2節の規定を適用する。

附則第14項の10の次に次の1項を加える。

14の10の2 公益信託は、第37条第3項に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

別記第11号様式及び別記第11号の2様式を次のように改める。

別記第11号様式及び別記第11号の2様式 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第18条の改正規定、第18条の2の次に1条を加える改正規定、第33条の改正規定、第37条の改正規定（同条第1項第1号イの改正規定（「第2条第19項」を「第2条第12項」に改める部分に限る。）を除く。）、第37条の2の次に1条を加える改正規定、第39条、第41条、第42条の2、第42条の2の2及び第42条の13の2の改正規定、第42条の13の9の次に1条を加える改正規定、附則第5項の2の次に2項を加える改正規定、附則第7項の5の次に1項を加える改正規定、附則第14項の8及び第14項の10の改正規定並びに附則第14項の10の次に1項を加える改正規定 信託法（平成18年法律第108号）の施行の日

(2) 第36条の18の改正規定、第37条第1項第1号イの改正規定（「第2条第19項」を「第2条第12項」に改める部分に限る。）並びに附則第14項の2の3及び第14項の2の25第2号の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日

(信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）第18条、第33条、第37条から第37条の3まで、第39条、第41条、第42条の2、第42条の13の2及び第42条の13の10並びに附則第5項の3、第7項の6及び第14項の10の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この項及び次項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、この項及び次項に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

3 新条例第18条の3の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる法人課税信託（遺言によってされた信託で法人課税信託に該当するものにあつては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託に該当

する法人課税信託を含む。)について適用する。

選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第55号

選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬及び費用弁償条例(昭和34年和歌山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「1万700円」を「1万600円」に改め、同条第2号中「8,900円」を「8,800円」に改める。

第5条第2項中「及び出納長」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第56号

投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例の一部を改正する条例

投票管理者、開票管理者、投票立会人及び開票立会人の報酬及び費用弁償の額の基準を定める条例(昭和34年和歌山県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「1万2,700円」を「1万2,600円」に改め、同条第2号中「1万1,200円」を「1万1,100円」に改め、同条第3号中「1万700円」を「1万600円」に改め、同条第4号中「1万800円」を「1万700円」に改め、同条第5号中「9,600円」を「9,500円」に改め、同条第6号中「8,900円」を「8,800円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 57 号

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年和歌山県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 141 条第 8 項」の次に「、第 142 条第 11 項」を、「使用」の次に「、法第 142 条第 1 項第 3 号のビラ（和歌山県知事の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加える。

第 2 条中「（以下）」の次に「この条、第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 8 条において」を加える。

第 5 条の次に次の 3 条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第 5 条の 2 和歌山県知事の選挙における候補者は、第 5 条の 4 各号に掲げる区分に応じ同条各号に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 142 条第 1 項第 3 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第 5 条の 3 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、県委員会が定めるところにより、その旨を県委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）

第 5 条の 4 県は、和歌山県知事の選挙における候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 142 条第 1 項第 3 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 5 条の 2 後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が 5 万枚以下である場合 7 円 30 銭

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が 5 万枚を超える場合 36 万 5 千円と 4 円 88 銭にその 5 万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は 1 銭とする。）

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される和歌山県知事の選挙から適用する。

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第58号

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例(昭和47年和歌山県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第2その1の表亜鉛含有量(単位1リットルにつきミリグラム)の欄、別表第3亜鉛含有量(単位1リットルにつきミリグラム)の欄、別表第4亜鉛含有量(単位1リットルにつきミリグラム)の欄及び別表第5亜鉛含有量(単位1リットルにつきミリグラム)の欄中「5」を「2」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 附則別表に掲げる業種に属する特定事業場(法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。次項及び第4項において同じ。)から第3条第1項第2号から第5号までに規定する区域(以下「適用区域」という。)に排出される水の汚染状態についての法第3条第3項の規定に基づく排水基準については、この条例による改正後の水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例第2条の規定にかかわらず、平成19年10月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 附則別表に掲げる業種に属する特定事業場が同時に同表に掲げる業種以外の業種に属する場合は、当該特定事業場は同表に掲げる業種に属するものとする。
- 4 附則別表に掲げる業種(下水道業を除く。)に属する特定事業場から排出される水(適用区域に排出されるものを除く。)の処理施設については、当該処理施設に水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、第2項の規定を適用する。

附則別表(附則第2項、第3項及び第4項関係)

業 種
金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業(ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。以下同じ。)、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業(表面処理を行うものに限る。)、溶融めっき業、電気めっき業、下水道業(金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業(表面処理を行うものに限る。)、溶融めっき業又は電気めっき業に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。)から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)

備考 この表において「一定の条件」とは、排出基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）附則別表備考2に規定する一定の条件をいう。

和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 59 号

和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

和歌山県安全・安心まちづくり条例（平成18年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「観光基本法（昭和38年法律第107号）第7条に規定する旅行関係施設及び同法第8条に規定する観光基盤施設」を「観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）第12条に規定する旅行関連施設及び同法第14条に規定する観光の基盤となる交通施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 60 号

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸を発射させるがん具で、規則で定める機能を有するもの

第24条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施行の日から施行する。

和歌山県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 61 号

和歌山県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

和歌山県看護職員修学資金貸与条例（昭和38年和歌山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2種資金の部を次のように改める。

第2種資金	保健師修学資金	法第19条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校（学校教育法第1条に規定する学校に限る。）に在学する者
	看護師修学資金	法第21条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校（学校教育法第1条に規定する学校に限る。）に在学する者

別表第3種資金の部保健師修学資金の項及び准看護師修学資金の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 改正後の和歌山県看護職員修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸与の決定を受けた者から適用し、同日前に貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第62号

和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例（平成9年和歌山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次の」を「別表第1の」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「使用」を「利用」に改める。

第8条中「有料施設を使用しようとする者及び」及び「、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の定めるところにより」を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の使用料の額は、別表第2のとおりとする。
- 3 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、使用料の一部又は全部を還付することができる。
- 4 知事は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第9条を第20条とし、第8条の次に次の11条を加える。

（施設の管理）

第9条 和歌川河川公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 有料施設の利用許可に関する業務
- (2) 和歌川河川公園の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、和歌川河川公園の管理に関し知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第11条 指定管理者が指定を受けて和歌川河川公園の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第13条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、和歌川河川公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(事業報告の聴取等)

第14条 知事は、和歌川河川公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(利用日等)

第15条 有料施設を利用できる日（以下「利用日」という。）及び利用できる時間（以下「利用時間」という。）は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第16条 有料施設を利用しようとする者（以下「有料施設利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者（利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 和歌川河川公園の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、和歌川河川公園の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又はその許可を

取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 有料施設利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 有料施設利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 有料施設利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、和歌川河川公園の管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第18条 有料施設利用者は、指定管理者に有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 有料施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、有料施設利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表第3に掲げる額と同額とする。
- 7 使用料の還付、減額及び免除については、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者は、和歌川河川公園が保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第10条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第7条、第15条関係）

有 料 施 設	利 用 日	利 用 時 間
庭球場 児童野球場 サッカー場 ゲートボール場	1月5日から12月27日まで。ただし、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。	午前9時から午後5時まで。ただし、5月1日から8月31日までの間は、午前9時から午後7時まで

駐車場	1月5日から12月27日まで	午前8時30分から午後5時30分まで。 ただし、5月1日から8月31日までの間は、午前8時30分から午後7時30分まで
-----	----------------	--

別表第2 (第8条関係)

種 別	単 位	使 用 料
物品の販売、業として行う写真撮影 (報道関係者がニュース取材のために 行う場合を除く。)	1人1日につき	640円
興行、競技会、集会、展示会、博覧会 その他これらに類する催し	1平方メートル1日につき	11円
その他知事の指定する行為	その都度知事が定める。	

備考

- 1 興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合において、行為を行う面積が1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 行為を行う期間が1日に満たないとき、又はその期間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。
- 3 興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しに係る使用料の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされているものを除くものについては、この表により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。

別表第3 (第18条関係)

種 別	利 用 料 金
第1庭球場	1時間につき 910円
第2庭球場	1時間につき 910円
第3庭球場	1時間につき 910円
第4庭球場	1時間につき 560円
第5庭球場	1時間につき 560円
第6庭球場	1時間につき 560円
第7庭球場	1時間につき 560円
第8庭球場	1時間につき 560円
第9庭球場	1時間につき 910円
第10庭球場	1時間につき 910円
児童野球場	1面1利用につき 1,140円
	1面超過1時間につき 370円
サッカー場	1利用につき 1,140円

	超過1時間につき	370円
ゲートボール場	1時間につき	370円
駐車場	1日1回につき	400円

備考

- 1 庭球場及びゲートボール場を利用する場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 児童野球場及びサッカー場を利用する場合において、「1利用」とは、利用時間3時間をいう。この場合において、利用時間が3時間に満たないときは、3時間として計算する。
- 3 児童野球場及びサッカー場を利用する場合において、超過時間が1時間に満たないとき、又は超過時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第13条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第12条及び第13条の規定の例により行うことができる。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第63号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年和歌山県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第64号

和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県警察本部の部設置に関する条例（昭和29年和歌山県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条刑事部の項に次の1号を加える。

- (8) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第65号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1第12項から第17項までを次のように改める。

12から17まで 削除

別表第2第14項の2中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この条例中別表第1第12項から第17項までの改正規定は平成20年4月1日から、別表第2第14項の2の改正規定は貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)の施行の日から施行する。